

訓 練

令和3年関西電力株式会社美浜発電所事故に係る 原子力緊急事態宣言

令和3年10月29日

令和3年10月29日13時45分、美浜発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する事象(原子炉冷却剤漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能)が発生した。

このため、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

現在、美浜発電所の敷地外への放射性物質の漏えいは認められない。

美浜発電所において、複数の対策を実施しており、炉心の損傷や格納容器の破損という事態に至らぬよう努めていく。

仮にこうした対策が有効に機能しない場合、放射性物質の放出開始まで、2日程度の時間的余裕が見込まれる。

こうした状況下で、国民の生命及び身体の安全の確保が最も重要との観点から、放射性物質放出前の現時点から、避難、屋内退避などの対策を実施する。

具体的には、美浜発電所から概ね5km圏内(PAZ)の住民等は、避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い次第、原則、安定ヨウ素剤を服用し、慌てることなく落ち着いて、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでの間、屋内退避を継続すること。

また、避難等を行う上記の地域を除く、美浜発電所から概ね5kmから30km圏内(UPZ)の住民等は、屋内退避すること。今後、状況を見て、屋内退避の解除や、必要な場合には、しっかりと準備を整えた上で、避難指示を行うので、それまでの間、落ち着いて屋内退避を続けること。

ただし、地震等の影響により自宅にて屋内退避の実施が困難な場合は、地震等の影響がない安全な近隣の指定避難所等での屋内退避を実施すること。

なお、避難や屋内退避を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講じること。

政府としては、直ちに原子力災害対策本部を官邸に、現地対策本部を福井県美浜町のオフサイトセンターに設置し、関係府省庁・関係機関が一体となって、事態の早急な収束と、国民の皆様の安全確保を最優先に、全力で対処していく。

また、事態の推移や放射線モニタリングの結果の迅速な情報提供を行い、状況に応じ、更なる指示を発していく。

このため、避難や屋内退避の対象となる地域の皆様、国民の皆様におかれては、防災行政無線、ラジオ、テレビ、エリアメール等による情報に注意し、国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動していただきたい。

訓 練

指 示

令和3年10月29日 14時05分

福井県知事 殿
滋賀県知事 殿
岐阜県知事 殿
美浜町長 殿
敦賀市長 殿
若狭町長 殿
小浜市長 殿
越前市長 殿
南越前町長 殿
越前町長 殿
長浜市長 殿
高島市長 殿
揖斐川町長 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

関西電力株式会社美浜発電所3号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

- ・ 関西電力株式会社美浜発電所のPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域の住民並びに一時滞在者は、避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い次第、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。
- ・ 関西電力株式会社美浜発電所のUPZの住民及び一時滞在者は、屋内退避

を実施すること。

- 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等における屋内退避等を実施すること。
- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講じること。
- 関西電力株式会社美浜発電所のP A Z、P A Zに準じた避難を行う地域及びU P Zの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(別紙)

安定ヨウ素剤の服用に当たって

1. 服用対象者

一時滞在者等も含め、指示を受けた地域に所在する者は服用すること。
特に、以下の者は服用を優先すること。

- ・妊婦
- ・授乳婦
- ・未成年者（乳幼児を含む。）

2. 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、原子力規制委員会の判断に基づいた原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に従うこと。

3. 服用量及び服用方法

以下の表¹に示す。

¹ 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（令和元年7月3日 全部改正）

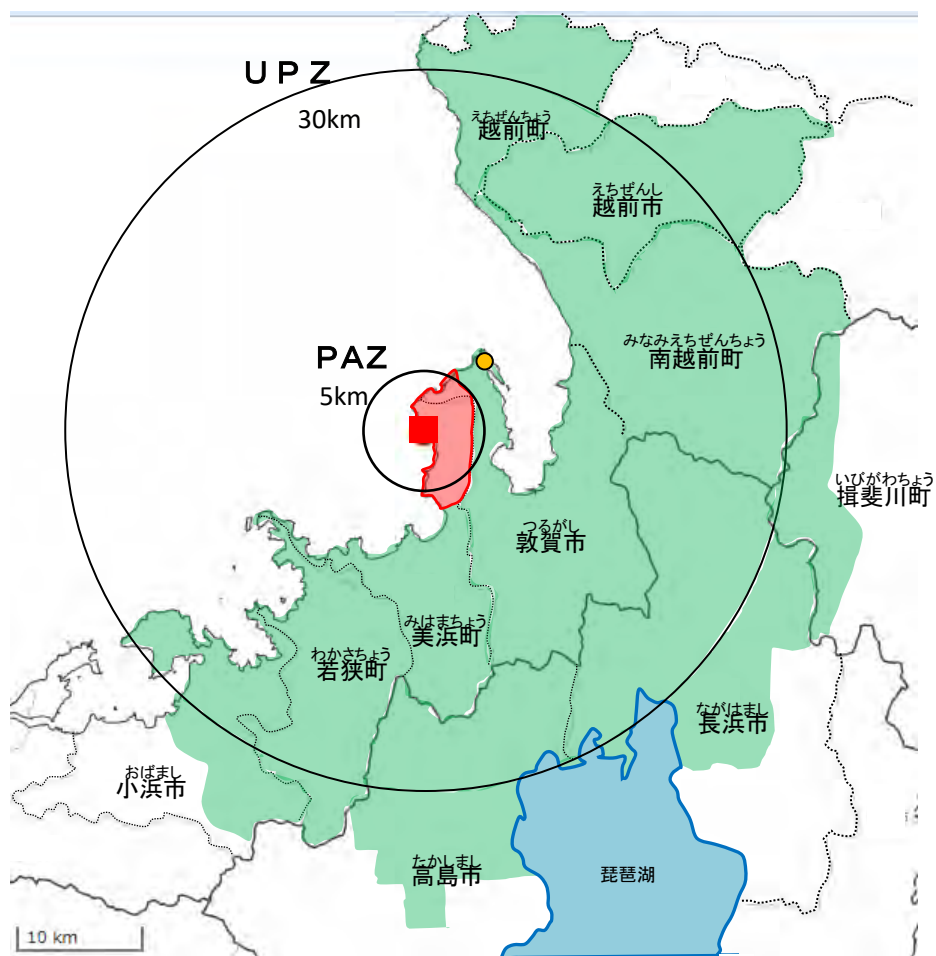
対象者	ヨウ素量(mg)	ヨウ化カリウム量(mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤(16.3mg) 1包
生後1か月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤(16.3mg) 2包 又は ゼリー剤(32.5mg) 1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤(50mg) 1丸※
13歳以上	76	100	丸剤(50mg) 2丸※

※丸剤の服用が困難な者は、ゼリー剤又は散剤を水等にて溶解した液体を用いることができる。

4. 副作用に対する対応

アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応は極めてまれではあるが、地方公共団体は、救護所等での体制整備や受入可能な医療機関との連携等に努め、適切な対応を行うこと。

甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低いが、新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察する等の配慮を行うこと。



区分	県名	市町名
PAZ	ふくいけん 福井県	みはまちょう 美浜 町 の一部 (①)
		つるがし 敦賀市 の一部 (②)
UPZ	ふくいけん 福井県	みはまちょう 美浜町 の全域 (①を除く)
		つるがし 敦賀市 の全域 (②を除く)
		わかさちょう 若狭 町 の全域
		おほまし 小浜市 の一部
		みなみえちぜんちょう 南越前町 の全域
		えちぜんし 越前市 の全域
	えちぜんちょう 越前町 の全域	
	しがけん 滋賀県	たかしまし 高島市 の一部
	ぎふけん 岐阜県	ながはまし 長浜市 の一部
		いびがわちょう 揖斐川町 の一部